

[書評]

## 啓蒙の「学識」と「公・私」のヤヌス

西村稔,『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源——』,  
木鐸社, 1998年を中心にして,  
別府昭郎,『ドイツにおける大学教授の誕生』,創文社, 1998年および  
松元忠士,『ドイツにおける学問の自由と大学自治』,  
敬文堂, 1998年にもふれつつ

坂 昌樹\*

### はじめに

『文士と官僚』の著者である西村稔は,『ドイツ官僚制成立論』(1964)と『法社会史』(1966)の上山安敏を師とし,上山の方法を正統にうけついで官僚や大学法学部など「人間集団としての法律家社会グループ」(上山1966,あとがき)の問題を文化社会史の視点から眺望していく。すでに『知の社会史』(1987)においてギールケを中心とした法学と知識社会の分析でこの方法を実践している西村は,本書では対象を「文士」や大学の哲学部にまで拡げ,扱う時代もギールケ以前の19世紀中期までに重点を置き,叙述もより社会史的になるという新しい傾向を示しながら,あくまでも官僚に焦点をあわせることで上山の著作や『知の社会史』,さらには訳書であるリンガーの『読書人の没落』(1991)からのはっきりとした延長線上にある。西村自身もこのことを自覚して,支配構造に定位した(韦ーバー流の)社会学的類型論でも,行政史的・国政史的研究でもなく,知識社会史的な考察方法をとることを「序」に明言している。

こうした系譜において西村が本書でとくに注目しているのは,副題にもあ

---

\*本学文学部

るよう 「教養官僚の淵源」 であり、 具体的には 17 世紀以後の 「学識官僚」 と 文芸的公共性である。ここでいわれる官僚とは、たとえばヘーゲルや L. v. シュタインが国政と改革のない手として、議会などよりもまず第一に重視した開明派官僚のことであり、その主導による近代化が「行政国家型憲政」として明治期日本の国家モデルになったことを考えると、ドイツにおける中世以降の「学識」の歴史を主題とする本書がたんなる教養書ではなくなってこよう。西村の本意ではないかもしれないが、本書は我々の現在にたいする鋭い問題提起も含んでいるといえる。

この書評では、西村をmajiedた『文士と官僚』の合評会（「ドイツ現代史研究会」1998年6月21日京都）で筆者がおこなった報告と当日の議論をもとにしつつ、西村の提起した問題を啓蒙の「学識」と「公・私」を論点に思想史的に再考しようと思う。その際、本年2月の本書に続き、3月に出版された別府昭郎の著書もできる限り、また若干ではあるが4月に公刊された松元忠士の著作もとりあげ、本書における「法」（官僚）の問題を大学の問題にまで拡げよう試みたい。もとより西村は大学問題を軽視しているのではなく、それを核=内枠としつつ官僚問題を包括的な外枠として設定している。別府や松元の場合はそれとは逆に、むしろ「官」の問題を大学内部の問題として扱っているから、両論の相互媒介は有意義なものと思われる。

## I. 『文士と官僚』の特徴

本書の特徴として、まず以下の4点があげられる。

その第1は、テーマを「学識」の世界に限定しているとはいえ、西村自身も参考文献として何度も参照していた H.-U. ヴェーラーの『社会史』(4 Bde., 1987ff.) を想起させるような、細部にいたるまで手をゆるめることのない polyhistoric な歴史的全体像の提示である。

第2の特徴は、全体との関係で軽視されることのなかった個々の細部が持つ魅力にある。たとえばフィヒテ、ファンボルト、シュライエルマッハー、ザヴィニー、ヴェーバーらの官僚論はそれぞれに興味深い論点を含んでいるし、

また「官房」と「説教壇」と「講壇」の語源的同一性や“Literatur”, “Dichter”, “Schriftsteller”などのことばの歴史、さらに中世の学識者の特権として騒音をたてて邪魔になるような仕事を近隣から排除する権利があったり、哲学部の学位の起源が詩人への桂冠付与にあるとか、学識のない貴族をバロック詩人がさげすむのに「貴族のペーベル（賤民）」という表現を使ったことなど、あらためて教えられる知識にみちている。18世紀の啓蒙官僚が秘密結社内でエリート性をむきだしにしていたり、文芸サロンが19世紀の大学構想につながっていたり、19世紀の社会派作家が蔑視されるときに「リテラーテン」（三文文士）と呼ばれていたりすることの西村による「発見」は、その刺激と驚きを読者も共有することができよう。

第3の特徴は、こうした知識の典拠を示す精緻な注にある。各章の注には多数の一次・二次文献があげられており、ドイツにおける「学識者」の社会史にかんする基本文献がほぼそろっている。願わくば巻末に文献目録をつけてほしかった。同様の希望をもうひとつ追加すると、巻末の人名索引にも人名の欧文表記と生没年があるとよかったです。そうすれば後進のための道先案内はより完全になったであろう。

第4は、各部・各章の冒頭にある概要説明についてである。西村によれば、個別に上梓された各章をまとめる際に全体構成を明確にするためにこれらの説明をつけ加えたそうだが、そのおかげで読後感は非常に明解である。

そもそも polyhistoric であることは啓蒙期においては学問的であることと同義であり、当時の「学識」を代表するベールの『歴史批評辞典』にしてもフランスの『百科全書』やドイツ（ツェドラー）の『百科事典』にしてもまさに博識の顯示といえる。しかし事典類が項目別に構成されているように、細部の知識は並存することによって全体を形成するのであって、そこでは個別相互の緊密な連関は見いだしがたい。世界認識の世俗化は、まずは断片的知識を集積することから始められたのであり、こうした「集積体（アグレガート）」的傾向を全素材の「有機的統一体」へ変成することが、本書でも指摘されているように、次代に續くドイツ観念論の課題であり「学識」の「哲学

的」体系化であった。本書も細部を重視したことから全体を一種の事典化、つまり「集積体」にする危険があったのだが、各部・各章の概要説明がシェーマを明瞭にし、体系化への筋をとおすことに成功している。本書の第一印象をいえば、各片が凝ったはめ絵の大きなジグソー・パズルにたとえられよう。しかしその全体からは、社会状況に応じて変容しても本質的には変わらないドイツ「学識官僚」という明解なカノンが、諸時代をつらぬき追復される旋律として聞こえてくる。

この追復される旋律を構成するものこそ、まさに「文士と官僚」という“Entweder-Oder”（あれかこれか）の問題設定であり、さらにこの双方が一人の「学識者」の中に並存するときの（「序」にある『舞姫』の太田豊太郎のような「二重生活者」を想定して）「内」と「外」、あるいは「私」と「公」の対照関係である。こうした着想について西村は「あとがき」でふれ、カントの啓蒙論文（「啓蒙とはなにか」1784）をきっかけにして、その「公」と「私」の独特な意味づけに啓発され、「そこから18世紀における文士と官僚の『ヤヌス』という分析枠組が得られた」といっている。本書の中心課題はこの「ヤヌス」（学識官僚）の歴史的諸相の明示にあるのだが、「あとがき」の述懐を顧慮するかぎり、我々は本書の成立契機としてのカントと啓蒙期にあえて着目せざるをえない。カントについては後に一瞥するが、その理由はここにある。

「学識」にかかる「あれかこれか」の問題設定は、さらなる選択問題である官僚の資格としての「実学」と「虚学」の関係へも展開していく。西村はヴェーバーの問題意識にそいつつ、「教養人」型官僚の段階においては「支配資格」としての「文化資格」とそれを構成する「虚学」が重要であったというテーゼに注目しており、その検証が本書のもうひとつの課題となっている。ただしこの場合、「実学」が法学で「虚学」が文学という単純な図式化がいつも可能なのではなく、文学が「実学」となる事例も示されていることが興味深い。こうした視角から著者は、「教養」の没落すなわちヴェーバーのいう「専門人」型官僚の出現とともに『舞姫』の「敗北の叙情詩」を

## 啓蒙の「学識」と「公・私」のヤヌス

美化して終わるのではなく、あらゆる領域で進行する「官僚制化」（専門化）とすべての専門人（職業人）の内的自由との間の相克を、「20世紀のヤヌス」の問題としてあらためて提起していく。我々の現在へのアクティヴな問い合わせが「虚学」（教養）の意義の歴史的追跡を基礎にしてなされることにより、「第一級の学術書であると同時に、時宜を得たきわめて今日的な書」（佐野誠『週間読書人』1998年6月19日の書評）としての本書の性格がだれの目にも明らかとなろう。

付言すれば、最終章から「あとがき」にかけて西村は教養と専門それぞれの至上主義に批判的な立場をとりつつ、「職業人となることを通じて人間になる」というヴェーバーのことばをとおして両極間の宥和を示唆している。しかしそれと同時に、我々の現在では「学歴」の支配によって知の形骸化がおこり「教養か専門か」という問題設定そのものが「とっくに無効にされてしまっている」というつきはなしした現状認識があって、閉塞的な状況にはまりこんだ我々に悲観的展望の共有をもせまっているように思われた。

## II. 『文士と官僚』の構成と概要

本書の構成は、あわせて4部13章からなる。「学識」を主題とする1部は、中世の旧人文主義的「学識」と官職との結びつき、ならびにこうした「旧学識」に代わる新しい「学識」（哲学）の出現までを四つの章で論じている。ここで登場する官僚は「詩人官僚」として特徴づけられており、パトロンにささげる頌詩を作る能力のある文人が、私設秘書、官吏、家庭教師などとして重用されたといわれる。「学識者」とはおもに大学卒業者ことで言語学や文献学に通じており、こうした知識が「虚学」ではなく当時の官僚としての「実学」と見なされる。

最初の二つの章「学識と官僚」および「詩と官僚」で素描されているのは、「学識（的）gelehrt」の内実が「ラテン語の読み書きのできる」聖職者の文書官的能力から発展し、教会法やローマ法にかんする法律家の実践的知識を意味するようになりながら、30年戦争後の疲弊した時代に大学における教

授職の世襲や学位売買などが横行すると、中世以来の「学識」と「官僚」の緊密な結びつきが弛緩していく過程である。これ以後の絶対主義確立期には（旧学識官僚を輩出した市民層の相対的弱体化があって）貴族の優位という「逆転現象」が生じ、3章「学識の凋落」で論じられるように旧学識官僚に代わる国家官僚が出現してくる。彼らは宮廷やそれまでの大学に批判的なアカデミーを基盤とするか、あるいは「尚古趣味の『典雅法学』を抑えただけでなく、自然法、ドイツ法、公法、官房学、政治学といった新しい実践的学科を推進した」ハレ大学のような、改革された機関で教育をうけた実践的官僚であった。18世紀への展開を論じた4章「新学識者」になると、旧学識官僚の「尚古趣味」にも実践的官僚の「国家的実利主義」にも批判的な「文芸的」立場が登場する。ここから「市民的世界」の「実用的」観点と「哲学」の実践的構想という二つのレンズをとおして、新しい「学識者」としての「文士」像が写しだされるのだが、しかし「文士」として独立する社会的条件は19世紀中期にならないと成立しないから、この像は「文士と官僚」の二重写しとなる。

こうした論旨は、たとえばハーバーマスの公共性論（邦訳『公共性の構造転換』1973）とほぼ符丁があっている。国制史でいう16～17世紀の等族国家から主権国家への転換期において西村が注目する旧学識官僚の衰退は、ハーバーマスがとらえたバロック宮廷の政治的重要度の高まりに対応する。さらに西村において18世紀の文芸的官僚が出現するくだりも、ハーバーマスの主張（1章）、すなわち宮廷における国王の「代表的具現の公共性」の「傘の下で非政治的公共性」として形成され、「政治的機能を持つ公共性の前駆をなす文芸的公共性」の成立論と整合する。ハーバーマス流にいえば、この段階は「代表的具現の公共性」をおびた封建的な支配の諸権利の解体過程、つまり「私的生活圏と公的生活圏」の分化が進む時期にあたる。

ただし西村はこうした展開において、2部で論じられる文芸的官僚の存在とともに17～18世紀ドイツにおける「大学の凋落」を強調する。たしかにハレ大学への注目はあって、当時の大学教授としては「例外」的なトマジウス

の功績に紙面をきいてはいるが、それは改革された大学の革新性を直接評価したことではない。「大学の変容」は注目されながら、それはむしろ「退嬰的貴族化」のような否定的变化のことである。はたして当時の大学を一括して「凋落」と特徴づけることができるのだろうか？

たとえばプラールは、一方で「17、18世紀のたいていのヨーロッパの大学は、強い衰退現象を示して」いたが、他方ドイツでは「大学制度の近代化」が進んでいたことを認め、「時代遅れで機能を喪失した大学と新しい大学ないし改革された大学が併存していた」と見ている（『大学制度の社会史』1988, 5章）。さらにこの「改革された大学」に注目し、その積極的意味を考察するのが別府である。

別府は、『ドイツの大学』（1986/92）の潮木守一と同様、横尾壮英、中山茂、寺崎昌男らを中心にして形成された「大学史研究会」での議論に触発され、人事を中心とした大学のありかたを主題としている。その著作は序章・終章を含めて7章構成であり、時代的には潮木らがこれまでほとんど扱うことのなかった17世紀初頭までを中心とし、教授職の成立を焦点にドイツ大学史を検討していく。西村とともにハーバーマスや上山安敏を参照し「大学と国家」の関係（大学教授職の官職化）に注目する別府は、ドイツの大学が伊・仏・英などの大学同様「自治団体」であるだけでなく、政治権力によって設立された「国家の施設」でもあることから、これを「二重性格」ととらえる。このような大学にたいし、宗教改革を契機に「領邦国家による囲い込み」が進行し後者の「性格」を強化する運動があったことこそ、ドイツ大学史の特徴といわれる（4章）。別府に従えば大学は領邦の「支配の道具」にされるのだが、そのことが「実学」重視の大学改革をも帰結するのだから、西村のように旧学識に「凋落する大学」を重ねて見るだけでよいのか疑問が生じる。さらに西村は「学識共和国から文芸共和国へ」という展開においても、大学から「文芸的世界」への「学識」の重心移動を示唆するのだが、この場合にも「改革された大学」の積極的意義を見すごしがちではなかろうか？これら大学改革の問題は「実学」と「虚学」の問題とも関係するので次章でもう一

度考えることとし、本章での疑問はこれまでにとどめたい。

2部「文芸」は4章の主題をうけつつ、3部とともにカントと啓蒙期を扱っている。おもに18世紀を対象にした2部では、5章「知の器」で文芸的公共性の成立する場（結社、新聞、批評誌など）が、6章「ヤヌス」ではこの公共性のない手である文芸的官僚の二面性が、そして7章「官僚と文芸的公共性」ではこうした官僚における両面の統合可能性が論じられていて、本書全体のテーマとの関連でもっとも重要な箇所である。

文学と哲学に通じ「文芸的」であることが当時の文人官僚としての特徴なのだが、官僚に必要な「学識」としてこの「文芸」とは異なるもうひとつの面が現れてくる。すなわち、狭義の「文芸」(Literatur) を学識の基礎としつつ、官僚としての業績や有用性に結びつく実用的学問が「学識」として重視されるようになる。この両面性に即応して文芸的官僚も「独立の文士」と「合理的国家官僚」への二極分解の兆候を示すが、先述したようにこの時期は二重写しの「ヤヌス」にとどまる。さらに「実学」と「虚学」の関係もこの「学識」の二面性に相応して、旧学識官僚では「官職のための文学」であったものが「文学のための官職」へと「裏返し」になり、そこにハーバーマスのいう「文芸的公共性」が認知される。

先述したように西村がカントの啓蒙論文から着想をえたというヤヌス論は本書の中軸であるが、これとは異なるヤヌス論を大学の「二つの顔」として別府が紹介していることにもここでふれておきたい。別府はドイツの大学の「二重性格」に応じて、「国家のほうを向いた顔と国家から自由な顔」を持つというヤスパースのことばを引用している（終章）。これは大学が国家との関係において見せる「顔」であり、ヤスパースはこれよりも大学内の構成員の立場を重視しているから、「大学の自治」＝文芸的学識の世界が優先されているといえる。この見かたは先に西村が指摘した「文学のための官職」という優先順位と同じことになるであろう。両者の「二つの顔」論を照合すれば、大学教育をうけた個人（行政官僚であれ大学教授であれ）は大学そのものの時代的特性（限界）をも共有する、という仮説をえることもできよう。

3部「大衆」は、別府がその著書において「視点が弱い」（あとがき）と自覚する「大学と社会（あるいは民衆）」の問題を扱う。西村はここでは18世紀後半から19世紀初頭を対象に「読書の大衆化と大衆の政治化」、さらにそれにたいして啓蒙からロマン主義の「学識者」たちが示した否定的な態度を三つの章で検討している。前者は文芸的官僚の成立を可能にした身分制のゆるぎから、同時に生じた現象でもあった。ハーバーマスのことばを使えば、当局の監督下にあった「文芸的公共性の機能変化」として「政治的公共性」が出現する段階になって、民衆をあえて受動的な立場にとどめようとする啓蒙の「擬制」がここでの考察対象である。

8章「啓蒙とエリート」では、カントその人ではなく、その啓蒙論文がでてくる社会的背景が論じられる。これは啓蒙の「学識者」による社会状況の認識にもとづき、啓蒙概念の多義性を問うことである。すなわち、文芸的立場から「真の啓蒙」を求めることが官僚的立場から「民衆の啓蒙」を制することとの間にずれがでてくるのであって、そこから臣民の政治化を制限する「啓蒙の躊躇」と「新エリート」としての「『官』の論理」が帰結する。

9章の「通俗と反俗」になると論考はカントを中心とし、ハーバーマスのいうカントにおける「民衆」概念の両義性を対象とする。一方で社会改革への理性的な提言が民衆に可能なら、彼らを公共性から排除しないという「平等主義」がありながら、他方で民衆はみずからの理性を使うことのできない「未成年状態」にとどまり、だれかに啓蒙されることの必要な「受動的」存在として規定されている。フランス革命を直視するカントの場合、「平等主義」がなければ貴族の血統主義を克服する市民の「業績主義」すら無効になったし、しかしあえて財産所有というアポステリオリな限定を市民であるとの「アприオリな」条件としてつけ加えねば、「賤民」によるアナヒーが革命の成果を台無しにしてしまうかもしれない（「理論と実際にかんする俗諺」1793）。これはハーバーマスだけでなく、リーデル（「支配と社会」、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』1982に所収）も指摘するカント固有の「擬制」の問題であるが、西村はこうした「カントの鎧のほころび」を民衆

の否定的扱いとしてだけでなく、「学識者」の特別扱いとしても強調していく。そしてカント以後に（ヘーゲル、シェリング、シュトゥルム・ウント・ドランク）あらためて否定的民衆像が確認されると、今度は天才とその創造性を尊重する「文芸の高踏化」が指摘される。

10章「対決の構図」では出版資本主義への批判や文芸サロンの隆盛を例示しつつ、これらをロマン主義による啓蒙の超克の試みとしてとらえ、そこに登場する「教養人」が市民的道徳や商業主義から乖離した超俗的存在として紹介される。「読書の大衆化」は文士を物理的に一人立ちさせる「文芸の構造変化」でもあるのだが、「身分的威信」を配慮するようになった文芸的官僚の「独自の利害関心と論理」が介在すると、その啓蒙的「ヤヌス」像は伝統的な支配と民衆の両面を批判するロマン主義的「ドッペルゲンガー（二重人格）」として顕現する。西村のこの「ヤヌス」と「二重人格」という表現は、まさに別府の「二つの顔」と「二重性格」ということばに対応しており、ここでも官僚と大学にたいする両者の問題関心の重なりが確認できよう。

4部「教養」になると、19世紀以後が対象となる。11章の「学識者から教養人へ」はフィヒテ、W.v.フンボルト、シュライエルマッハー、ザヴィニーらの大学・教育改革論をとおして、「学識」概念が実用的な知識を含む18世紀的なものから「陶冶」(Bildung) としての「教養」へ変化する過程を追跡する。12章「教養官僚から法科官僚へ」は、先章を敷衍するようにまずフンボルトの教養主義に焦点をあて、「官」の立場を「文」の論理に一致させた「哲学的」官僚像と「ヤヌス」の克服が示唆される。ここから視点は二つの事例へと移る。ひとつはこれまで兆候だけが認められた「ヤヌス」の「二極分解」が、「教養ある高級官僚」と彼らの「たんなる道具」にすぎない「下僚」とへの分解として進行することである。しかしこれによってこれまで提起してきた「ヤヌス」と「二重人格」の問題が解消するのではなく、高級官僚に固有のものとして継承される。そこでその資格としての「教養」がもうひとつの着眼点となり、その内容が「全人」的教養からローマ法の古典的・私法学的なものへと転じて、フンボルト的官僚の「法科官僚」として

の出現に論点が移る。

13章「文士と教養」では、まず文芸や大学で挫折した「学識者」が注目され、彼らがジャーナリストとして独立し政治的公共性のない手となって、ひとまず「文士と官僚の分離の完成」がえがかれる。この後は、科学技術の地位向上にともない教養官僚から専門官僚へと特化する官僚の体質的変容と、それによる「教養」の没落が論じられている。19世紀前半には高踏な「教養」が高級官僚の資格要件として国家試験で問われ、カント以来の新人文主義的な「メリトクラシー的業績原理」（あらゆる身分に開かれた官僚制）が貫徹するのだが、19世紀後半になると工業化の進展とともにテクノクラシーの重要性が増し、官僚資格が「教養」ではなくなる。その結果、官僚的「教養」の俗化と官僚の身分的要素の「教養」から「学歴」（威信）への移行とが生じ、官職で要求される知識も専門的なものとなる。これと並行して、「真の教養」としての文芸が俗物的教養から分離独立していく。こうして18世紀の「ヤヌス」が職業上の対立に転化すると、同時に「合理主義の分解作用」が「あらゆる職業にも蔓延」し、それぞれの職業においても「専門人」の人間疎外の問題が「文」＝人格と「官」＝専門の「未完の対立」として提起される。このあたりは西村の本来の専門領域であって、自由闊達な筆運びから先述したように「職業人となることを通じて人間となる」というヴェーバーの「人格」論に議論は収斂し、結局「ヤヌス」は分解解消したのではなく、20世紀に生きる各個人のなかで再現され継受されたという問題提起がなされて全巻が終わる。

### III. 『文士と官僚』への思想史的検討

概念規定のむつかしさ（たとえば啓蒙や人文主義）が内容をわかりづらくしているところもあるが、浩瀚な書物への検討があら探し的なものであっては無意味なので、ここでは論点を二つにしほることにしたい。

### III-1. カントと「公・私」の問題

カントの啓蒙論文とその「公・私」の問題は、先述のとおり本書の成立契機であった。カントによれば、民間あるいは官界で働く者が組織内の自分の立場において、上司の命令などを理性的に検討（批判）することが「理性の私的使用」であり、同じ人物が立場を変えて「学識者として、読者界の全公衆を前に」同様の検討を加える場合は「理性の公的使用」となる。そして前者は「しばしば非常に狭く制限されてよい」が、後者は「いつでも自由でなければならない」（「啓蒙とはなにか」1784）。西村は、こうしたカントの「公・私」の区別が日本（組織内での服従が「公的」なことであり、組織を離れての批判が「私的」なもの）とは逆だという阿部謹也の指摘（『西洋中世の愛と人格』1992、III章）をうけて、さらにそれが「実はドイツでも逆」であることに気づく（西村225頁、注42）。ここから「カントは、旧い『公』（君主や教会）を『私的』とすることによって、旧い『私』を新しい『公』へとスイッチしようとした」（212頁）というテーゼがでてくるのだが、これには思弁的なものを感じないわけにはいかない。

まずははじめに「公・私のスイッチ」の前提として、カント以前にも「公・私」が区別されていたという想定が問題になる。『純粹理性批判』（1781）の出版後、社会問題の検討を再開したといわれるカントの法論の課題は、「私法」と「公法」を区別して法治主義（カントのいう「共和制」）を実現することにあった（『人倫の形而上学』1797、1部）。こうした課題設定の理由には、当時のドイツに確固として存続する「家父長的支配」が、イエリネックのいうように「所有権 (dominium) と支配権 (imperium) との混同」した状態にあったという事情がある（邦訳『一般国家学』1974、13章）。ハーバーマスに従えば16世紀以降は「公・私」の分化が始まっているとはいえ、存続する封建制において法的な「公・私」の区別が明確でないならば、カントの「スイッチ」の前提条件そのものに疑問がでてくる。もとよりこうした疑問は、法制史家の西村には「釈迦に説法」の類であろう。しかし封建制における「公・私」を実態概念ではなく分析概念として使っているとしても、

もうひとつはつきりしない点がある。

西村がハーバーマスを参照し、本書にもその主張をとりこんでいることは先述したとおりである。そこでここでもハーバーマスを参照し、その重点が「公共性」にあることに着目して、焦点を「私」ではなく「公」にあてて検討したい。その「公」にかんして西村は、ハーバーマスの規定を拡張していくのではないだろうか？

ハーバーマスの場合、旧支配の「公共性」として国王の宮廷を「最後の形態」とする「代表的具現」のそれは存在するが、本来の意味の「公共性」(Öffentlichkeit) は「民間人の私的領域」を（「私生活圏」とともに）構成するものであった（『公共性の構造転換』2章）。本来の「公共性」への関連で諸概念を区別すると、伝統的支配者の属性としての「公」はローマ法の定義による「公権力」(Publikum) の「公」を意味し、同じ定義にもとづいて「私人」である民間人が「公衆」(Publikum) を構成し、社会的な立場から「公権力」の監査ならびにそれとの政治的折衝を要求するようになって本来の「(市民的) 公共性」が成立する。そしてこれがまだ「公開性」(Publizität) を許されない段階にあれば、「文芸的公共性」といわれる。これらの区別を前提にすると、西村のいう分析概念としての「公」にはハーバーマスのいうローマ法的な「公権力」と本来の「公共性」が混在しているように思われる。これは訳語の問題というよりも、むしろ「公」という漢字のトリックなのかも知れない。合評会の席上「公・私のスイッチ」にかんする「記述のもたつき」の指摘があったことも、こうした混在と無縁ではないようと思われる。

ただしカントの「公・私」のことばづかいが「実はドイツでも逆」という西村の発見は、そのまま別府のテーマへつながり、「公・私」にかかわる別の視角からの関心を呼び起こす。別府の「公・私」論は、先述のとおり大学の「二重性格」すなわち国家施設としての「公の原理」と自治団体としての「私の原理」とを内容とし、こうした区別を法学者ヤストロウのローマ法的規定から導出している（終章）。つまり政治的で国家的なものが「公」であり、そうでないものが「私」なのだが、この区別が同時に大学内部でも確

認されて「公・私」論が多面性を持つ。それは大学教師とその講義との「公・私」の区別であった。

別府はハーバーマスの指摘する16世紀以降の「公・私」の分化に応じて、同時期にドイツの正教授職が確立し（3章）、それが18世紀末から19世紀初頭にかけて国家官僚制のなかにとりこまれていくことを追跡する（終章）。この追跡をとおして、正教授を採用する際に一部の大学では哲学部（教養学部）だけが自治団体の権利を維持し、学部の判断で自己補充できたというカントの大学論にも関連する興味深い指摘があるが、「ふつう」は文部大臣に最終的な任命権があったと確認される。員外教授の場合は官吏として固定給をもらう者とそうでない無給の者がおり、後者の場合や私講師（無給）はその採用にかんして学部が権限を持っていた。講義については聴講料をとって教えることのできる私講義が、学生が無料で聞くことのできる正講義と並存しており、正教授にとっても二重の教授形態があった。たとえば18世紀のゲッティンゲン大学のように私講義が優勢となり、「大学の繁栄と有用性は、私講義に負っている」とまでいわれるようになっている。こうした「二重性格」を突きくずすように国家による私講師の資格剥奪事件などがおこるのだが、それへの反論も紹介されて、最終的にはドイツの大学を「極限形態の中間的性格」ととらえ「公・私」の並立を確認するのが別府の結論である。

これにたいし大学の性格を「中間的」とは認めないで「国家の營造物的」だと見るのが、これまでふれることのなかった松元の主張である。啓蒙期から第三帝国までを時代別7章に分けて考察する松元の著作のうち、西村のテーマに重なるのは最初の四つの章である。西村はたとえば大学改革論のフンボルトにおいても二面性を見いだし、国家からの自由（『国家活動の限界』1791）と「国家への転回」（プロイセン宗教教育局長としての活動）に注目しているが（西村、12章）、松元のフンボルト解釈は前者にふれることなく、国家志向を強調していく（松元、3章）。こうした強調は、フンボルトが「ツンフト制度のために硬直化した大学」に自己改革能力がないと見ていたことによるのであって、自治的な教授団の「反国家主義的傾向」のせいではない。

## 啓蒙の「学識」と「公・私」のヤヌス

フンボルトは理想主義的な学問觀と教育理念とをかかげながら現実の大学を悲観的にとらえており、ヘーゲル同様、上からの改革を「國家の任務」と認めていたといわれる。さらに松元は、「哲学する自由は、学問の国家的有用性という觀点から戰略上承認された自由」だとも見ており（2章）、ここからは「学識」や「教養」が実用的か否かはその内容からよりも、むしろ国家との關係で設定された目的から判断されねばならないという推論が可能になる。この推論からの展開は次節にゆずるとして、ここでは国家による大学の「囲い込み」が一貫したテーマであることを確認したい。

大学の理念においては「私の原理」を重視する別府と、研究・教育の理念においては（フンボルトのように）「私の原理」に期待できないため、これを捨象していく松元との間に相違はあるが、しかしドイツ大学史の現実においては両者ともに「公の原理」の貫徹を確認している。別府に顕著なようにこれはローマ法的な「公」の規定の一貫性からでてきた結論だから、このような「公」と対面するよう設定されたカントの「理性の公的使用」の「公」とは、西村のいうとおりまさに「逆」である。しかし西村の問題はむしろカントの「公」の内容にあって、ハーバーマスとともに「公論」の成立以前に「市民的公共性」の理念を完成したとカントを位置づけるならば（『公共性の構造転換』4章）、この「公」はローマ法の「公」をもともと意味してはいないだろう。しかしこの節のはじめにふれたカントの法論をもう一度思い返すと、「公法」の「公」はローマ法の規定に即していたのではなかったか。だから西村の着想をたどれば、「公」の使用法はカント自身においても違いがあったことになる。問題は循環するのだが、ローマ法的な「公」から「市民的公共性」の「公」への「構造転換」を顧慮しないで、「公・私のスイッチ」=「逆」とはいえないのではなかろうか？

### III-2. 「実学」と「虚学」あるいは「改革された大学」の問題

この問題は、二つの時代状況から考えることができる。すなわち17～18世紀において「実学」が興隆し「旧学識」への批判がなされる状況と、18～19

世紀にかけて人文主義的で反実利主義的な「教養」教育が再評価され「知の高踏化」が進む状況からである。

まず17～18世紀の「実学」とは、すでにハレ大学のところでふれたように、「国家的実利主義」に結びついた実践的諸学科のことであった。こうした「実学」の検討には、それによって克服される「旧学識」とはなにかという問い合わせも含まれよう。この問い合わせにたいし西村は身分制社会に注目し、本稿II章のくり返しになるが、「貴族の利害と結びついていた」ローマ法とその解釈を「旧学識」の中心的な内容と示唆しており（3章）、そこからローマ法研究に必要な言語や歴史など「古代人の勉学」をその一般的な内容と見ている（8章）。この時期の新旧の学識間において、たしかにローマ法研究については連続性があったとしても、言語・歴史・文献の古代研究がたとえば官房学のような実践的学間に代わるという転換の図式ははたして正しいのだろうか？官房学の内容としてアダム・スミスの経済学があげられると（西村稔「ドイツ官僚法学の形成と国家試験」、上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』1987、10章）、ドイツにおけるスミスの継承問題もでてくるのだが、ここではひとまずそれにはふれない。むしろ論点をしばって、西村も指摘しているように16～17世紀にドイツ人留学生を多く集めたレイデン大学から、シュトラスブルク、ハレ、ゲッティンゲンなどへつながる、実務派官僚を輩出した「改革された大学」の「新学識」の内実に焦点をあてたい。プラールもいうようにこうした大学の発展は、アカデミーの発達した英・仏とは異なるドイツ固有の現象であった。

啓蒙を代表する「改革された大学」での学問の実用主義的なありかたをひとことで特徴づければ、歴史と政治（法）の結合である。それをたとえばエストライヒは次のようにいっている。「歴史記述と政治理論は、内容の面でも扱い手の面でも結びついていた。政治に関する学問の重要な代表者たちは歴史家であり、しばしば公式の歴史編纂官だった」（邦訳『近代国家の覚醒』1993、13頁）。30年戦争後の「改革された大学」では、宗派主義をより所とする学問のありかたを反省し、非ドグマ的な倫理と秩序を構築するために古

## 啓蒙の「学識」と「公・私」のヤヌス

代研究が進められている。そこにはキリスト教のローマ国教化以前の古代の繁栄を模範とし、その歴史から有用な事実を学びとり、当代の政治改革に役立てようという動機があった。

こうした歴史と政治の結合は、官僚養成に自然法や国家論だけでなく歴史教育が必要だと見ていたプーフェンドルフや、歴史学と官房学の双方に研究の重点をおいていたゲッティンゲンのピュター、アッヘンヴァール、シュレーツァーらにも認められる。さらに当時は聖書が古代史にかんする重要な史料とも見なされていたのだから、歴史の検討は聖書の読みなおしでもあった。たとえば西村にも言及のあるゲッティンゲンのオリエンタリストで啓蒙主義者のミヒャエリスは、啓示宗教批判を目的とした文献学的な聖書解釈を試みるためにヘブライ語やシリア語やカルデア語といった古代言語をも学び、教えねばならなかつたのである。また文明化をキーワードに古代と近代を比較し、中世を「反動の時代」としてとらえる「新旧論争」の発想も啓蒙期に特徴的なものであつて、ローマ帝国の衰亡にかかわる歴史研究から人口論まで、すべてが文明化された近代の検証を目的としていた。こうして実用主義は過去のできごとのなかに現在への「教化」を読みとりつつ、未来の進歩をめざす世俗的目的論にもとづき、キリスト教的な「普遍史」から啓蒙主義的な「世界史」へと歴史観を転じる（岡崎勝世『聖書と世界史』1996）。この進歩の歴史観に対応した人間の実践としての改革的政治は、国家史や統計学（シュレーツァーにいわせれば前者は「連続的国状学」、後者は「静態的国家史」<sup>11)</sup>）さらに経済学や行政学などの専門知識を指針になされねばならなかつた。

このような時代状況のなかで、西村のシェーマを機械的に適用すると「旧学識」に属すると思われるミヒャエリスの娘で、後に A.W. シュレーゲルやシェリングと結婚することになるカロリーネがジャコバン派として逮捕・幽閉された経験を持ち、またミヒャエリスの同僚で古代ギリシアの研究者である C.G. ハイネの女婿がフンボルト兄弟に影響を与えたマインツ・ジャコバン派のフォルスターであることは、当時の「学識」において偶然ではなか

った。ちなみにカロリーネの救出を画策したのは F. シュレーゲルと W.v. フンボルトであり、前者がゲッティンゲンの学生時代に兄とともにハイネの家に下宿し、後者がハイネからギリシアにかんする知識を授けられている。こうしたことからいえることは、西村のいう「旧学識」と「実用主義」および反俗的「教養」の間には少なくとも人間関係のつながりと知の継承があつたことである。<sup>2)</sup> たしかに啓蒙期に大学改革があって、そこで実用主義が中世的レトリックを排し因果関係を中心とした新しい「学識」を形成したとはいえ、その「実学」志向を「古代人の勉学」からの乖離とは即断できないのではないか？

次に18～19世紀の状況に目を転じると、西村の著作では18世紀的「学識」への拒否および「旧人文主義への先祖返り」が、大学の「国家干渉からの自由」と教養人の「民衆からの疎隔」とを焦点に論じられている。双方をとおして「教養」理念の成立が確認され、大学はその理念を体現する「身分からの解放空間」の代表としてとらえられる。まず「古代人の勉学」が18世紀を拒否する「教養」教育だとは、18世紀の実用的教育の内容を考慮すれば、一概にはいえなくなるだろう。18世紀の教育問題がここでも存続することを顧慮しつつ、以下ではおもに「国家干渉からの自由」について考えてみたい。

西村は「解放空間」としての大学を検討するのにプロイセン改革期のベルリン大学創設とその理念に着目し、シュライエルマッハーを例にあげて文芸サロンのような「心情共同体」としての大学像を強調している。大学を国家から自由な共同体とする見かたは、すでに別府が「二重性格」の一面として自治団体的特徴を指摘していたことに対応する。こうした「二重性格」を19世紀にあらためて問題にする背景には、フランス革命後の政治情勢と市民的公共性の形成があった。換言すれば、プロイエルのいう「国家と大学の衝突」がここでの問題なのである（邦訳『大学知識人の思想史』1971, 1章）。

論点をシュライエルマッハーに限定しても、その大学像を理解するには政治状況の検討ぬきには不可能であろう。あらかじめおことわりすれば、ここで問題としているのは文献としての『ドイツ大学論』（1808）のことではな

## 啓蒙の「学識」と「公・私」のヤヌス

く、「教養」の成立を確認する19世紀前半の彼の大学へのかかわりのことである。シュライエルマッハーにとって重大な状況は、学生ザントによるコッツェブー刺殺事件を契機に、フリースやヘーゲルら「学生運動の精神的父たち」にもおよんだ反動政策「カールスバートの決議」(1819)によって出来した。これによってベルリンではヘーゲルが『法の哲学』の内容を変更し、フリースらの免職が決まり、戒告処分を受けたシュライエルマッハーは転向したヘーゲルと不和になる。<sup>3)</sup> 大学の「国家の営造物的性格」を強調する松元はこの時期の情勢を重視し、検閲を強化する出版法とならんで大学法にも注目している。それは国家から全権委任された監督官による教授と学生の監視および学生運動の抑圧を合法とし、ドイツ全域に適応される「連邦法」として採択されて、三月革命期まで効力を持った(3章)。松元の記述によれば、検閲は絶対主義時代より悪化し講義室にはスパイまで派遣されたといわれる状況の下で、シュライエルマッハーは官憲による調査をうける。こうしたなかで「心情共同体」としての大学像をえがいたシュライエルマッハーは、フンボルト的な教育理念の実現も不可能なほど「国家の下部官庁」におちいりつつある現実の大学を、伝統的な大学の理念をもとに擁護していたともいえよう。

19世紀初頭の「学識」の転換問題は、「パンのための学識者」(講壇学者)と「教養人」の区別だけではなく、こうした「学識」の政治性にもとづく区別も加えないと解決しないのではなかろうか?これは別府のいう「二重性格」のどちらを重視するかという選択であり、先節でふれた松元からの推論をもとにいえば、「学識」を特徴づける際に考慮すべき政治的目的との関係のことである。学識の内容がたとえ「自由な哲学」や「古代学」であっても、政治的目的のために活用されるのなら実用性が顕現する。ただし時代を18世紀までに限定すれば、むしろ「政治と結合」した実用的「学識」こそが、守旧的貴族と教会を相手に啓蒙的改革を可能にしたのであった。しかし19世紀前半になると、知識と実践的目的の関係を直接表明するのが困難になったことを、シュライエルマッハーやヘーゲルの例が示している。そして知識は当代

を「教化」する目的によってではなく、まず知そのものとして評価されることになった。「文」(教養)と「官」(政治)の間で「文」を選択することを、「心情共同体」としての大学と「教養」の評価として論じる知識社会史上的重要性はいささかも減じてはいない。しかし「二重人格」の学識者には教養の選択とその非政治性によって、反国家的な改革目的との直接的関係を秘することも可能であった。知識そのものの評価としての「教養」の成立は、知識の「非実用的」内容からだけではなく、その目的(との関係)からも見る必要があったのではないだろうか?

### おわりに

『文士と官僚』の主題は現代日本の「官」の問題をも照射するが、ここでのことにはふれない。ドイツを対象にすれば、別府とともに西村の問題提起を大学に制限して考えることができよう。ここまで大学問題を中心に西村の力作にたいし、僭越とも思えるいくつもの疑問を述べてきた。とくに先節最後の疑問など、我々の現在の教養の不足とその学歴への矮小化を指摘する西村にはすでに承知のことには違いない。それを証明するように、西村には教養の目的への言及があって、シュライエルマッハーのことばを借りつつたんなる知識の伝達ではなく、「学問的精神」を喚起せよという「教養」教育の理想が語られている。これに同調するかのように、別府も教養にかかわるみずからの「予測」を述べている。「大衆化を成し遂げた後にくる少子化時代の大学にあっては…古典期のドイツ大学に継承された学問研究の精神的貴族的性格（社会学的貴族主義ではない）を媒介にして、研究や教育が再構築されなければならない…」（別府、あとがき）。先に西村は「教養」の未来についての悲観的展望を我々に共有することをせまったが、ここで両者はともに精神的陶冶としての「教養」に目的と希望を見いだしている。私事ではあるが、ヴェーバー研究者テンブルックの弟子で現在デュッセルドルフの音楽大学の教員であるドイツの友人が、自分の学問は社会的有用性において「ゼロ」だと明言していたことを思いだす。直接的には実用的でない「虚学」が人格

陶冶における有効性を持つという教養主義は、ドイツではまだ存続しているのであった。このことばは筆者に学識と社会の関係における彼我の差を実感させたのだが、こうした差を少しでも縮めるためにも、別府の「予測」を導きとし西村とともに「教養」固有の目的を検討しなければならないだろう。

大学自治が「大学・学部エゴに陥ってしまう」ことに警鐘を鳴らす別府と、それが「自己改革能力のない大学」の自己正当化になりうることをフンボルトの例をもって警告する松元は、これから「生き残り」に苦慮する日本の大学教員に重要な問題を提起した。そして西村の提示した“Entweder-Oder”

(あれかこれか) の選択問題も、『文士と官僚』においては通史的に考察されていたのだが、今や我々の共時的問題として示唆されている。ふり返ってわが身を思えば、大学での「学」と「職」は選択問題どころか “Weder-Noch” (あれでもなくこれでもない) におちいっているのが実状である。それに比べると西村自身は、展望の悲観性とはまるでよそごとのように、その軽妙な筆致が実に楽しげなのだ。おそらく『文士と官僚』のテーマとともに「文人法学者」(Dichterjurist) の姿に自己を投影しているであろう西村は、その学識と生産力によって著作のテーマの“Entweder-Oder”を超越し、“Sowohl-Als” (あれもこれも) に達している。もとより西村の積学を軽視してはならないが、『文士と官僚』は筆者のような者にも強烈な羨望を抱かせ、“Sowohl-Als”を希求させる好著であった。

## 注

- 1) Vgl. August Ludwig von Schlözer, *StatsGelartheit*, 1. Theil: Allgemeines StatsRecht und StatsVerfassungsLere, Göttingen 1793, S.11.
- 2) こうした知の継承については以下を参照。Peter Hanns Reill, *The German Enlightenment and the Rise of Historicism*, Berkeley 1975.
- 3) Vgl. Karl-Heinz Ilting, Vorwort, in: Ders. (Hg.), G.W.F. Hegel, *Vorlesung über Rechtsphilosophie 1818-1831*, 1. Teil, Stuttgart 1973.